

# I.カリフォルニア州消費者プライバシー法の修正と規則制定の動向 執筆者:松本 絢子、大塩 春佳

カリフォルニア州消費者プライバシー法(以下「CCPA」という。) は 2020 年 1 月 1 日に施行される予定であり、多くの日本企業が、 急ピッチで CCPA へのコンプライアンス対応を進めている。その一方で、EU データ保護規則(GDPR)の対応の際と同様に、適用 スコープや初動のデータマッピングのところでつまずいている日本企業も多く見かける。各国のデータ保護法制への対応は決して 容易でなく、いち早く法律専門家の適切なアドバイスを得ることが不可欠であるといえよう。

今般、カリフォルニア州の 2019 年 legislative session の最終日である 2019 年 9 月 13 日に 5 つの修正案が下院で可決された。 理論上は、今後、2019 年 10 月 13 日までにカリフォルニア州知事が法案に対する拒否権を行使する可能性は否定できないが、 基本的には、CCPA の内容は当該可決を以って確定することが見込まれる。

以下では、5つの修正案に規定されている条項のうち、日本企業が自社又はグループ企業における CCPA への対応を検討するに際して知っておくと有益であると考えられる事項を概観する。

## 1 主な修正ポイント

(1) 事業者の求職者、従業員、所有者(owner)、取締役(director)、役員(officer)、医療スタッフ(medical staff member)若しくは契約者(contractor)関連の情報又はそれらの者の緊急連絡先情報(emergency contact information)については、<u>施行後 1 年</u>に限り、原則として CCPA が適用されない旨が § 1798.145(g)に追記された。

但し、これらの者についても、§ 1798.100(b)(個人情報の種類と利用目的の通知)や § 1798.150(民事訴訟の権利)は施行当初より適用されることには注意が必要である。

(2) 一定のビジネスコンタクト情報(相手方企業等の従業員、所有者、取締役、役員又は契約者の個人情報)については、<u>施行後1年に限り</u>、§ 1798.100、§ 1798.105、§ 1798.110、§ 1798.115、§ 1798.130 § 1798.135 が適用されない旨の例外が § 1798.145(n)に追記された。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

<sup>1</sup> OCPA 対応については、当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2019 年 7 月 24 日号もご参照いただきたい。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

但し、§ 1798.125(オプトアウトの権利)及び § 1798.130(消費者を差別的に取り扱わない権利)は施行当初より適用されることには注意が必要である。

また、この適用除外は、「事業者による、当該消費者が属している企業等に関するデュー・ディリジェンスの実施、当該企業等に対する製品若しくはサービスの提供、又は当該企業等からの製品若しくはサービスの受領の文脈においてのみ発生する、事業者と消費者との間の書面若しくは口頭によるコミュニケーション又は取引を反映した個人情報」についてのみあてはまるものであり、いわゆる B to B のビジネスを営む事業者について CCPA への対応が一切不要となるものではない。

- (3) 消費者のアクセス権における情報開示請求のために指定する 2 つ以上の方法については、以下のとおり修正がなされた。
  - 少なくともフリーダイヤルの電話番号を含んでいる必要がある
  - ・ オンラインでのみ運営され、且つ、個人情報を収集した消費者と直接関係を有する事業者は、メールアドレスを提供すれば足りる
  - ・ 事業者がウェブサイトを有している場合、消費者が当該ウェブサイトを利用して情報開示を請求できるようにしなければならない

#### (4) その他の修正ポイント

- 消費者のアクセス権行使の際の、事業者による合理的な本人確認の明記
- プライバシーポリシーにおける開示事項の修正
- ・ プライバシーポリシーにおける要開示事項・要アップデート事項及び CCPA 遵守の責任担当者が保有すべき知識に関する修正
- ・ 「個人情報」の定義における、非識別化された(deidentified)消費者情報や消費者情報集合体(aggregate consumer information)は含まれない旨の明確化 等

## 2 今後の動向

CCPA 上、2020 年 7 月 1 日までに司法長官が規則を制定することとされている(§ 1798.185(a))。現時点ではこの規則は公表されていないが、それほど遅くない時期に公表されることが見込まれており、来月(2019 年 10 月)にドラフトが公表され、CCPA が施行される 2020 年 1 月 1 日までに規則を確定させることが見込まれているとの報道もあるところである <sup>2</sup>。この規則においては、CCPA 上、消費者による権利行使手続等の詳細などが定められることが想定されている。

なお、CCPA に基づくエンフォースメントは、この司法長官による規則の公布日から 6 ヶ月後又は 2020 年 7 月 1 日のいずれか早い方まで行うことができない旨の規定が置かれていることから、この観点でも上記規則の公布のタイミングは重要となる。

CCPA の施行時期まであと約3ヶ月と迫ってきていることから、以上の動向を踏まえ、CCPA へのコンプライアンス対応が必要となる(又はその可能性がある)日本企業においては、引き続き規則等に関する動向を注視するとともに、対応を着実に進めていく必要がある。

# II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者:岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子

#### 1 日本

個人情報保護委員会は 2019 年 8 月 26 日、個人情報保護法 42 条 1 項に基づく勧告を初めて行った。また、公正取引委員会は 2019 年 8 月 29 日、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する 独占禁止法上の考え方(案)」に関するパブリック・コメント(意見募集)を開始した。公正取引委員会と個人情報保護委員会との連

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 2019 年 9 月 21 日付けの Bloomberg Law 参照。

携が想定されており、個人情報保護政策の観点からも注目される。

#### 2 米国

<u>本ニューズレター2019 年 8 月 26 日号</u>で解説したとおり、2019 年 5 月 29 日にネバダ州で成立した包括的なプライバシー保護法 (<u>Senate Bill 220</u>)の発効が 2019 年 10 月 1 日に迫っている。同法の適用を受ける場合には、CCPA と同様に、①Privacy Notice の見直しや、②opt out 権が発生する売却がないか等を検討する必要が生じ得る。

#### 3 欧州(EEA)

ポーランドとアイルランドのデータ保護監督当局が、それぞれ 2019 年 8 月 1 日と 2019 年 8 月 12 日に、GDPR に基づくデータ侵害通知に関するガイダンスを公表している(ポーランド、アイルランド)。日本企業としては、自社又は EEA にあるグループ企業がデータ侵害通知を行う必要が生じる場合に備え、欧州データ保護評議会が公表しているガイドラインに加えて、自社のグループ企業が所在する法域を管轄する各データ保護監督当局が公表するガイダンスの内容を確認しておくことが望ましい。

#### 4 中国

児童個人情報ネット保護規定が、2019 年 8 月 23 日に公布され、2019 年 10 月 1 日に施行される。本規定は、ネットにおける児童の個人情報保護に関する初めての規定であり、「児童」(14 歳以下)に適用される。

2019 年 8 月 8 日に中国政府が情報安全技術 移動インターネット応用(アプリ)の個人情報収集に関する基本規範案を公表し、2019 年 8 月 31 日まで意見募集が行われた。本基本規範は、アプリが個人情報を収集する際に遵守すべき要求を規定したものである。

2019 年 8 月 28 日に民法典人格権編(草案第三審議稿)ついての意見募集が開始し、2019 年 9 月 26 日まで意見募集が行われた。これまで中国においては、個人情報は民法体系において主に「民法総則」111 条と「権利侵害責任法」の関連条項により保護されてきたが、実務上、立証の困難さ等の理由から、民事訴訟において個人情報保護の実現は困難であった。本法案には、個人情報に関する民事上の保護をさらに推し進めるべく、個人情報の範囲のほか、個人情報取扱者に対する要求や個人情報取扱者の責任・義務に関する規定も盛り込まれている。

## 5 トルコ

トルコにおいては、2016 年 4 月 7 日に、当時の EU データ保護指令に概ね沿った形で、最初の包括的な個人データ保護法が施行されたが、この個人データ保護法上、データ管理者は個人データの処理の前に一定の事項(具体的には、処理目的、個人データ・データ主体・データ受領者に関する情報、個人データの安全管理措置等)につきトルコのデータ保護監督当局に登録することが要求されている。トルコ外のデータ管理者については、その登録期限が 2019 年 9 月 30 日とされていたが、今般 2019 年 12 月 31 日に延期された。EU では、類似の義務が EU データ保護指令において求められていたものの、GDPR においては求められていない。この登録義務に違反した場合には行政罰が課される可能性がある。個人データ保護法の地理的適用範囲は必ずしも明らかではないが、トルコにいる人に影響を与えるような場合には慎重な対応が求められる。

#### 6 バーレーン

バーレーンにおいて、2018 年 7 月 12 日に成立した新しい個人データ保護法が、2019 年 8 月 1 日から施行されている。新法は国際標準に則った規定となっており、バーレーンにおいてビジネスを行う企業は、バーレーンにおける個人データの処理方法において多くの変更が求められることとなるため、留意が必要である。

#### 7 バルバドス

バルバドスにおいて、2019 年 8 月 6 日に、GDPR 類似の新しい<u>個人データ保護法</u>が成立した。バルバドスに拠点がない企業でも、バルバドスのデータ主体に向けた商品やサービスの提供に関する個人データの処理については同法の適用を受けることにな

るため、留意が必要である。

## 8 ケイマン諸島

ケイマン諸島において、GDPRをモデルとして 2017 年 6 月 5 日に制定された<u>個人データ保護法 2017</u>が 2019 年 9 月 30 日から施行される。ケイマン諸島に拠点がない企業でも、そのサービスがケイマン諸島の住民に向けられており、ケイマン諸島において個人データの処理がなされている場合は、同法の適用を受けることになるため、留意が必要である。



いわせ 岩瀬 ひとみ 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h\_iwase@jurists.co.jp

1997 年弁護士登録、2004 年ニューヨーク州弁護士登録。1994 年早稲田大学法学部卒業、2003 年スタンフォード大 学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等) を主に扱う。IT 分野では、国内および外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題 や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

松本 絢子 a\_matsumoto@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録、2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012 年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、 2012-2013 年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編 のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅 広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラ ウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 石川 智也

n ishikawa@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年ミュン ヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登 録。グローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイス を提供。特に、GDPR対応については 150 社を超える日系企業へのアドバイス経験を有し、関連する講演・執筆記事 も多数。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



かわい ゆうこ 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 河合 優子 y\_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。

M&A、ジョイントベンチャー、データ関連法制、ライセンス・電子商取引その他企業法務全般について、クロスボー ダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクラ イアントとし、データの域外移転や医療・遺伝子関連データの取得等を含む多岐に渡る問題点について、多くのアド バイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

おおしお はる 大塩 春佳 西村あさひ法律事務所 弁護士

h oshio@jurists.co.jp

2010 年東京大学法学部卒業、2012 年東京大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。国内外 M&A 案件、コーポ レート案件に広く携わる。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が 時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<a href="https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters">https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters</a>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200